

未熟児養育医療給付制度申請案内

1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要であると医師が認めた乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を市が助成する制度です。養育医療給付は医療費のほか食事療養費等も対象となります。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

同様の制度で子ども医療費助成制度がありますが、この制度は食事療養費等が対象となりません。制度上子ども医療費助成制度よりも養育医療給付制度が優先されますので、該当する方はこちらを申請してください。

なお、世帯の市町村民税所得割額に応じて、自己負担金が生じますが、自己負担金については子ども医療費助成制度の助成対象となるので実質の負担はありません。

2 未熟児養育医療の対象者

瀬戸市に住所を有する未熟児で、出生直後に、例えば次に掲げる（１）又は（２）の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた乳児が対象となります。

(1) 出生時の体重		2,000g以下
(2)次に掲げる症状を示すもの	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動異常
	2 体温	摂氏34度以下
	3 呼吸器、循環器系	(1) 強度のチアノーゼが持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い
	4 消化器系	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物・血性便がある
	5 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)

3 給付対象

診察、医学的処置、薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担を受けられます。また、食事療養費等も含まれます。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては対象となりません。



4 申請方法

申請は、保護者が瀬戸市役所国保年金課に次の必要書類を提出してください。

(1) 申請期間

入院期間中に速やかに申請してください。

(2) 必要書類

	書類名	記入者	備考
①	養育医療給付申請書	保護者	記入例を参考に記入してください。
②	養育医療世帯調書	保護者	記入例を参考に記入してください。
③	養育医療意見書	医療機関	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。
④	健康保険証のコピー	—	まだ本人の健康保険証が発行されていない場合、 加入する予定の健康保険証（コピー可）
⑤	印鑑	—	認印で構いません。
⑥	<p>市町村民税所得割額等を証明する書類（次のいずれかに該当する方のみ）</p> <p>○出生月が1～6月の場合で、前年の1月1日以降に<u>転入された方</u>は「前々年分の所得に係る市町村民税所得割額を証明する書類」</p> <p>○出生月が7～12月の場合で、当年の1月1日以降に<u>転入された方</u>は「前年分の所得に係る市町村民税所得割額を証明する書類」</p> <p>*扶養義務者が瀬戸市外に在住されている方は、出生月が1～6月の場合は「前々年分の所得に係る市町村民税所得割額を証明する書類」、出生月が7～12月の場合は「前年分の所得に係る市町村民税所得割額を証明する書類」が必要になります。</p> <p>*入院期間が6月と7月をまたぐ場合は、「前々年分の所得に係る市町村民税所得割額を証明する書類」及び「前年分の所得に係る市町村民税所得割額を証明する書類」の両方が必要になります。</p> <p>*なお、証明書類は世帯調書に記載された扶養義務者全員分が必要になりますが、他の方の証明書類で扶養されていることが明らかな方の分は不要です。</p> <p><市町村民税所得割額等を証明する書類とは>※いずれかひとつをご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村窓口で取得する市町村民税課税証明書または非課税証明書 ・市町村が発行する納税通知書（職場を通じてまたは自宅に送付されるものです） <p>*生活保護を受けている方は、市町村長（福祉事務所等）の発行する受給証明書をお持ちください。</p>		
⑦	個人番号のわかるもの（マイナンバーカード若しくは通知カード）		



5 養育医療券の送付について

申請後、市から「養育医療券」を送付しますので、健康保険証と合わせて指定養育医療機関に提示してください。

保険診療対象分の自己負担分の一部を医療券により市が負担します。

6 保護者の自己負担金について

養育医療給付が決定すると、自己負担額が生じます。この自己負担額は、お子さんの入院日数及び世帯の前年の所得に係る市町村民税所得割額などに応じて月毎に決定されます。

瀬戸市から後日(診療月の約4か月後)に「納入通知書」を送付しますので、納入通知書の裏面に記載されている指定金融機関でお支払いいただきます。

この自己負担額は、瀬戸市で実施している「子ども医療費助成の対象」となりますので、実際の負担はありません。(詳しくは裏面『(2)子ども医療費受給者証をお持ちの方』をご覧ください。)

(1) 養育医療給付費徴収金(自己負担金)

保護者の市町村民税所得割額に応じて、徴収基準月額表のとおり、養育医療給付費徴収金(自己負担金)が決定されます。多胎児などで、養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は加算月額(基準月額の10分の1)が適用されます。

【徴収基準月額表】		世帯の階層区分	基準月額(円)	加算月額(円)
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B		市町村民税が非課税の世帯	2,600	260
C		市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯	5,400	540
D1	市町村民税所得割額が課税の世帯であって、その市町村民税所得割額の年額区分が次の額であるもの	15,000 円以下	7,900	790
D2		15,001 円～ 21,000 円	10,800	1,080
D3		21,001 円～ 51,000 円	16,200	1,620
D4		51,001 円～ 87,000 円	22,400	2,240
D5		87,001 円～ 171,300 円	34,800	3,480
D6		171,301 円～ 252,100 円	49,400	4,940
D7		252,101 円～ 342,100 円	65,000	6,500
D8		342,101 円～ 450,100 円	82,400	8,240
D9		450,101 円～ 579,000 円	102,000	10,200
D10		579,001 円～ 700,900 円	123,400	12,340
D11		700,901 円～ 849,000 円	147,000	14,700
D12		849,001 円～ 1,041,000 円	172,500	17,250
D13		1,041,001 円～ 1,222,500 円	199,900	19,990
D14		1,222,501 円～ 1,423,500 円	229,400	22,940
D15		1,423,501 円以上	全額	全額に0.1 を乗じて得た額(注)

(注) 10 円未満の端数は切り捨てる。ただし、その額が26,300 円未満の場合は、26,300 円とする。

(2) 子ども医療費受給者証をお持ちの方

未熟児養育医療制度の自己負担金は、子ども医療費助成制度の助成対象となります。お支払いいただいた

領収書をもって、自己負担金を瀬戸市の「子ども医療費助成制度」にて支給を行いますので国保年金課にて手続きしてください。

【「子ども医療費助成制度」の支給申請に必要なもの】

- ① 市が送付した養育医療の徴収金の納付書（金融機関で領収印が押印されているもの）
- ② 印鑑（認印で構いません。）
- ③ 受給者（保護者）名義の通帳
- ④ 子ども医療費受給者証
- ⑤ お子様の健康保険証

養育医療給付費徴収金（自己負担金）の子ども医療費助成制度での支給申請について

養育医療給付申請時に子ども医療費助成の申請書等も合わせて提出いただいた場合は、子ども医療費受給資格者（保護者）の方の委任の基に、市において子ども医療費助成の申請・養育医療給付費徴収金（自己負担金）の納付手続きを行います。

【市において行う子ども医療費助成の申請・養育医療給付費徴収金の納付手続】

- ① 診療3か月後に養育医療給付費徴収金（自己負担金）の納付書を発行します。
- ② 子ども医療費助成申請書を作成します。【養育医療給付費徴収金（自己負担金）の納付書を添付】
- ③ 養育医療給付費徴収金（自己負担金）を納付書にて領収します。
- ④ 子ども医療費【養育医療給付費徴収金（自己負担金）】を支給します。
- ⑤ 養育医療給付費徴収金（自己負担金）の領収書の写しを保護者に送付します。

※ 市において、養育医療給付費徴収金（自己負担金）に係る子ども医療費をお支払した書類として、子ども医療費の領収書（徴収金の領収書（写し）と同封）を送りますのでご記入・ご捺印の上ご返送下さい。

7 申請後のお手続きについて

次に掲げる申請内容に変更が生じた場合は手続きが必要となります。

- (1) 養育医療券の有効期間の延長
- (2) 転院
- (3) 転居や転出
- (4) 加入されている健康保険の変更

8 その他

退院により、受療者の資格がなくなったとき、又は、有効期限を経過したときは、速やかに『養育医療券』を市に返してください。

【お問い合わせ・申請先】

瀬戸市役所 国保年金課 医療福祉係 電話 0561-88-2643（直通）



令和2年7月作成